野 ま 第 10 号 平成20年1月24日

野洲市まちづくり基本条例推進委員会委員長 様

野洲市長 山﨑甚右衛門

野洲市まちづくり基本条例の適切な運用に関することについて(諮問)

野洲市まちづくり基本条例(平成19年野洲市条例第26号)第29条に基づき、下記のとおり野洲市まちづくり基本条例の適切な運用に関することについて、貴委員会の意見を求めます。

記

1.基本条例第25条及び第26条に基づく基金及び市民活動支援制度について(趣旨)

基本条例では、まちづくりの原動力となる市民活動団体の更なる活性化を図るため、市民や事業者などからの寄附金を原資とする基金の設置が規定されたところであり、当該基金の具体的な運用及び市民活動団体の活動資金となる支援制度を定めようとするものです。

2.基本条例第22条第3項に基づく住民投票に関する必要な事項について (趣旨)

基本条例では、住民投票制度について、市政に関する重要事項について直接多くの住民の声を聞くための有効な手段として規定されたところであり、発議や投票資格要件など住民投票制度に必要な細部の規定は、別に条例で定めようとするものです。